

〔目次〕

一般対策編

第1章 総則

第1節	方針	1
第2節	防災に関する組織	4
第3節	町及び防災機関の業務の大綱	6
第4節	住民等の基本的責務	11
第5節	町地域の地勢と災害の概要	12
第6節	災害対策本部の組織	17

第2章 災害予防計画

第1節	総則	23
第1項	防災協働社会の形成推進	23
第2項	防災業務施設・設備等の整備	24
第2節	防災思想・防災知識の普及	26
第1項	防災教養計画	26
第2項	防災訓練計画	30
第3節	町土保全施設整備計画	33
第1項	砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業計画	33
第2項	農地・林地・土地災害防災計画	43
第4節	建築物災害予防計画	47
第5節	災害防除に関する予防計画	49
第1項	火災予防計画	49
第2項	林野火災対策	54
第3項	危険物等保安対策	56
第4項	濁水等予防計画	60
第5項	観光施設等の予防計画	62
第6項	孤立地域防止対策	63
第6節	文教関係の予防計画	64
第1項	文教対策	64
第2項	文化財保護対策	67
第7節	防災上重要地域の予防計画	68
第1項	災害対策に関する調査研究	68
第2項	災害危険地域の予防対策	69
第3項	自主防災組織の育成と強化	73
第4項	地域別災害危険雨量等	78
第8節	災害対策物資備蓄等の計画	79
第9節	防災通信設備等の整備計画	84
第10節	避難対策	89
第11節	緊急離着陸場等の整備	95
第12節	要配慮者対策	96
第13節	ボランティア活動の環境整備計画	101
第14節	広域応援体制の整備	104
第15節	医療・救護体制の整備	107
第16節	防疫対策	111
第17節	ライフライン施設対策	112
第18節	行政機関の業務継続体制の整備	115
第19節	企業防災の促進	116

第20節	航空災害対策	118
第21節	鉄道災害対策	120
第22節	道路災害対策	123
第23節	大規模な火事災害対策	126
第3章 災害応急対策		
第1節	町本部活動体制	129
第1項	災害対策本部運用計画	129
第2項	動員計画	134
第2節	災害労務計画	137
第1項	災害応援要請計画	137
第2項	技術者等の強制従事に関する計画	141
第3項	ボランティア受入れ計画	143
第4項	自衛隊災害派遣要請計画	145
第5項	災害応援要請	151
第3節	交通通信計画	152
第1項	道路交通対策	152
第2項	輸送計画	157
第3項	災害通信計画	163
第4節	情報計画	169
第1項	警報・注意報・情報等の計画	169
第2項	災害情報収集等の計画	178
第3項	災害広報計画	197
第5節	災害防除計画	200
第1項	消防・救急・救助活動計画	200
第2項	水防計画	204
第3項	県防災ヘリコプター活用計画	207
第4項	孤立地域対策計画	208
第6節	り災者対策	209
第1項	災害救助法の適用	209
第2項	災害救助法非適用地域に対する県の財政援助	210
第3項	り災者の救助保護計画	211
第4項	避難計画	215
第5項	食糧計画	226
第6項	給水計画	232
第7項	生活必需品供給活動	236
第8項	要配慮者対策	240
第9項	帰宅困難者対策	243
第10項	応急住宅対策	244
第11項	医療・救護計画	253
第12項	救助活動	260
第13項	学用品等支給計画	263
第14項	災害援護資金等貸与計画	267
第15項	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	271
第16項	防疫計画	276
第17項	食品衛生活動	280
第18項	保健活動・精神保健	281
第19項	清掃活動	282
第20項	愛玩動物等の救援	285
第21項	義援金品の募集配分	286
第7節	産業応急対策	291
第1項	商工業の応急対策	291
第2項	観光客等の応急対策	292
第3項	農作物の応急対策	293

第4項	畜産の応急対策	294
第5項	林地、林産物等の応急対策	295
第6項	干害応急対策	297
第8節	公共施設の応急対策	298
第9節	ライフライン施設の応急対策	301
第10節	文教関係の応急対策	306
第1項	文教対策	306
第2項	文化財、その他の文教関係の対策	313
第11節	その他応急対策	315
第4章 事故災害対策		
第1節	航空災害対策	316
第2節	鉄道災害対策	319
第3節	道路災害対策	321
第4節	原子力災害対策	325
第1項	総則	325
第2項	災害予防計画	327
第3項	核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備	329
第4項	災害応急対策	330
第5項	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	333
第5節	危険物等災害対策	334
第6節	林野火災対策	337
第7節	大規模な火事災害対策	340
第5章 災害復旧計画		
第1節	復旧・復興体制の整備	342
第1項	基本方針	342
第2項	復旧・復興の基本方針の決定	342
第3項	人的資源等の確保	342
第4項	その他	342
第2節	災害復旧計画	343
第3節	公共施設災害復旧事業	344
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	345
第5節	被災者の生活確保	347
第6節	被災中小企業の振興	349
第7節	農林漁業関係者への融資	350

〔目次〕

地震対策編

第1章 総則

第1節	方針	1
第2節	防災に関する組織	2
第3節	町及び防災機関の業務の大綱	3
第4節	住民等の基本的責務	8
第5節	御嵩町の断層等の概要	9
第6節	被害想定	11
第7節	御嵩町の防災環境	16

第2章 地震災害予防計画

第1節	総則	17
第1項	防災協働社会の形成推進	17
第2節	自発的な防災活動の促進	18
第1項	防災思想・防災知識の普及	18
第2項	防災訓練計画	20
第3項	自主防災組織の育成と強化	20
第4項	ボランティア活動の環境整備計画	20
第3節	迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）	21
第1項	防災体制の確立	21
第2項	広域応援体制の整備	22
第3項	防災通信設備等の整備計画	22
第4項	医療・救護体制の整備	22
第5項	緊急輸送網の整備	23
第6項	地震防災訓練計画	24
第4節	民生安定のための備え	25
第1項	避難対策	25
第2項	災害対策物資備蓄等の計画	28
第3項	防災資機材の確保対策	28
第4項	防疫対策	28
第5項	要配慮者対策	28
第6項	応急住宅対策	29
第7項	孤立地域防止対策	30
第5節	地震に強いまちづくり	31
第1項	まちの不燃化・耐震化	31
第2項	火災防止対策	34
第3項	危険物等の災害予防対策	34
第4項	地盤の液状化対策	35
第5項	災害危険区域の防災事業の推進	36
第6項	ライフライン施設対策	38
第6節	文教関係の予防計画	39
第1項	文教対策	39
第2項	文化財保護対策	39
第7節	行政機関の業務継続体制の整備	40
第8節	企業防災の促進	40
第9節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	40

第3章 地震災害応急対策

第1節	応急体制	41
第1項	防災活動体制の整備	41
第2項	災害応援要請	44
第3項	自衛隊災害派遣要請計画	44
第4項	地震災害情報の収集・伝達	45
第5項	災害通信計画	50
第2節	緊急活動	51
第1項	避難計画	51
第2項	消防・救急・救助活動対策	51
第3項	浸水対策	51
第4項	緊急輸送・交通規制対策	52
第5項	県防災ヘリコプター活用計画	53
第6項	孤立地域対策計画	53
第7項	医療・救護計画	54
第8項	ライフライン施設の応急対策	56
第9項	公共施設の応急対策	57
第3節	民生安定活動	59
第1項	災害広報計画	59
第2項	災害救助法の適用	61
第3項	り災者の救助保護計画	62
第4項	応急教育対策	64
第5項	文化財、その他の文教関係の対策	67
第6項	要配慮者対策	67
第7項	帰宅困難者対策	67
第8項	保健活動・精神保健	68
第9項	清掃活動	69
第10項	応急住宅対策	70
第11項	ボランティア受入れ計画	71
第12項	愛玩動物等の救援	71
第13項	災害義援金品の募集配分	71
第14項	災害警備活動	72

第4章 地震災害復旧計画

第1節	復旧・復興体制の整備	73
第1項	基本方針	73
第2項	復旧・復興の基本方針の決定	73
第3項	人的資源等の確保	73
第4項	その他	73
第2節	公共施設等の災害復旧事業	74
第3節	被災者の生活確保	76

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節	総則	78
第1項	計画策定の趣旨	78
第2項	防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱	78
第3項	東海地震に関する事前対策の体系	79
第4項	基本的な考え方	80
第5項	東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針	81
第6項	地震防災応急計画の作成	81
第2節	警戒宣言発令時対策	82
第1項	活動体制	82

第2項	防災上重要な施設の管理者	82
第3項	地域住民の自主防災組織	83
第4項	職員の動員体制	84
第5項	協力体制	85
第6項	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	86
第7項	事前避難対策	90
第8項	消防・水防対策	92
第9項	交通対策	93
第10項	緊急輸送対策	94
第11項	物資等の確保対策	95
第12項	保健衛生対策	96
第13項	生活関連施設対策	97
第14項	帰宅困難者、滞留旅客対策	99
第15項	公共施設対策	100
第16項	大規模な地震に係る防災訓練	101
第17項	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	102

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1節	総則	103
第1項	推進計画の目的	103
第2項	防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱	103
第2節	災害対策本部等の設置等	103
第1項	災害対策本部等の設置	103
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	103
第3項	災害応急対策要員の参集	103
第3節	地震発生時の応急対策等	104
第1項	地震発生時の応急対策	104
第2項	資機材、人員等の配備手配	105
第3項	他機関に対する応援要請	105
第4項	要配慮者、帰宅困難者に対する対策	105
第5項	文化財保護対策	105
第6項	長周期地震動対策の推進	106
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	107
第5節	防災訓練計画	107
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	108

〔目次〕

資料編

○防災関係機関の連絡先一覧	1
○岐阜県災害救助法施行細則	4
○御嵩町防災会議条例	10
○御嵩町災害対策本部条例	12
○関係機関協定一覧	13
○最大震度分布図	17
○建物全倒率分布図	19
○土砂災害危険区域図	21
○土砂災害ハザードマップ	23
○浸水想定区域図	25
○河川整備計画	27
○空洞深度分布図	31